

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修(省令第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成 26 年度以前修了者」という。)に係る<u>最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のをいう。以下同じ。)</u>については、<u>新条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日(平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日)までに修了した場合には、</u>同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により新条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修(省令第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成 26 年度以前修了者」という。)については、平成 31 年 3 月 31 日(平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日)までの間は、この条例による改正後の三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に<u>主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。</u></p> <p>3 前項の規定により新条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修(同号の規定により、<u>同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。次項において同じ。</u>)を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>